

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

1 軽度者に対する福祉用具貸与について

要支援1, 2、要介護1の者に対して、その状態像から見て使用が想定しにくい福祉用具は、原則として算定できないとされています。

しかしながら、次により判断された場合は例外的に算定可能となります。

ア 表に定めるところにより、直近の認定調査票の基本調査の結果を用い判断

(表：介護報酬の解釈1 (令和3年4月版) P550)

イ アの表の「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」が「一」となっている、「車いす及び車いす付属品」「移動用リフト(釣り具の部分を除く)」については、

「主治の医師から得た情報」と

「サービス担当者会議の意見」により居宅介護支援事業者が判断

ウ アイに該当しない場合については、

「**医師の医学的な所見**により i) から iii) のいずれかに該当すること」と

「サービス担当者会議の意見」により判断し、

保険者が、これらの内容を書面により確認することでその要否を判断

2 医師の医学的な所見について

2 ページのウの「**医師の医学的な所見**」は

- ・ 主治医意見書
- ・ 医師の診断書
- ・ 担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見

の3種類とされています。

【これまでの取扱】

福祉用具貸与前に主治医意見書、医師の診断書等書面で入手。入手できないなど、理由がある場合は聴取の上、後日書面を提出してください。



【今後の取扱】

- ・ 申請時は、「主治医意見書」「診断書」等の書面を添付してください。
- ・ ただし、申請更新時に、介護度に変更がなく、初回申請時に添付した医師の所見に変更がない場合、医師から所見を聴取した記録を添付することに代えられます。
- ・ 聴取するときは「i) ii) iii) のいずれの状態に該当するか」を照会してください。

3 承認期間について

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の承認期間は

ケアプランの長期目標期間

としています。

(目標に沿って福祉用具が位置付けられているため。)

4 申請書の提出期限について

申請書の提出期限は、**貸与開始日より前**となります。

やむを得ず、貸与開始日より遅れる場合は、**事前に当組合まで**ご連絡し、申請書右上に「○月○日事前連絡済み」と記載してください。